

龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金 Q & A



問1：どのような団体が対象となりますか？

【答】次の(1)～(5)までの5つの要件を満たしている市民活動団体が補助対象の団体となります。NPO法人も対象となります。

(1)活動内容が特定非営利活動促進法(NPO法)に掲げる下記の20の活動に該当している団体

〈 NPO法別表に掲げる活動 〉

- ①保健, 医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の増進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子ども健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡, 助言又は援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(2)市内に在住, 在勤または在学する者5人以上で構成された団体で, 市内に活動拠点があるもの

(3)構成員の2分の1以上は, 市内に在住, 在勤または在学していること

(4)設立から2年以内の団体であること

(5)補助金の交付申請前には, 活動実績が6か月間あること

問2：対象外となる団体はどのような団体ですか？

【答】次のいずれかに該当する団体です。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体。
- (2) 特定の個人を活動の対象とする団体。
- (3) 龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金交付要綱第5条に規定する補助金の交付の申請時において、市民活動団体の設立後2年を経過している団体又は市民活動団体としての実績が6月未満である団体。
- (4) 特定非営利活動法人を除く非営利法人に該当する団体。
- (5) 同一の市民活動に対し、第5条に規定する補助金の交付の申請年度において、当該補助金以外の市の補助金等(市が補助金、負担金等を支出している団体等からの補助金等を含む。)を交付されている団体。
- (6) 龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金を既に交付された団体であること(特定非営利活動法人の法人格を取得する前に当該補助金を交付されている場合を含む。)
- (7) 第5条に規定する補助金の交付の申請時において、当該申請を行う市民活動団体及び当該市民活動団体の代表者が市税等を滞納している団体。
- (8) 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ若しくはロに規定する団体又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する処分を受けた団体。

問3：補助金の対象となる経費はどのようなものですか？

【答】報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料などです。

科目	経費の種類
報償費	講師等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	交通費、通行料、宿泊費等
需用費	機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、看板代、材料費、消耗品費等
役務費	通訳・翻訳・通信運搬に係る経費、保険料、チラシ等新聞折込に関する経費等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、事務所賃借料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

問4：募集期間や提出期限はありますか？

【答】募集する期間等は設けませんので、随時、コミュニティ推進課にて受け付けします。
ただし、予算の範囲を超えた場合には、申請時期を調整させていただく場合があります。

問5：補助金の申請をしてから交付までの期間は、どのくらいですか？

【答】交付の決定は申請してから、1か月後程度とします。

問6：提出する書類は、どのようなものですか？

- 【答】**
- ①補助金等交付申請書(様式第1号)
 - ②補助事業等計画書(様式第2号)
 - ③補助事業等予算収支明細書(様式第3号)
 - ④補助金等申請者概要調書(様式第4号)
 - ⑤同意書
 - ⑥その他(団体規約・総会資料・活動実績がわかるもの など)